

(2) 意匠制度の国際調和

「意匠の国際登録に関するヘーグ協定新アクト採択のための外交会議」が、1999年6月16日～7月6日、スイス国ジュネーブCICG（ジュネーブ国際会議センター）において開催され、ヘーグ協定の新アクトである「ジュネーブ・アクト」が同年7月2日に採択された。

[1] ヘーグ協定の概要

ヘーグ協定は、意匠の登録・寄託に関する国際的制度を構築する条約であり、出願受付、方式審査、公開、登録簿の作成・維持管理等といった各国に共通な手続をWIPO(世界知的所有権機関)の国際事務局が一元化して行うことにより、複数国において意匠登録を行う際に必要となる手続の簡素化及びそれにより生じる経費の節減効果を目的としている。

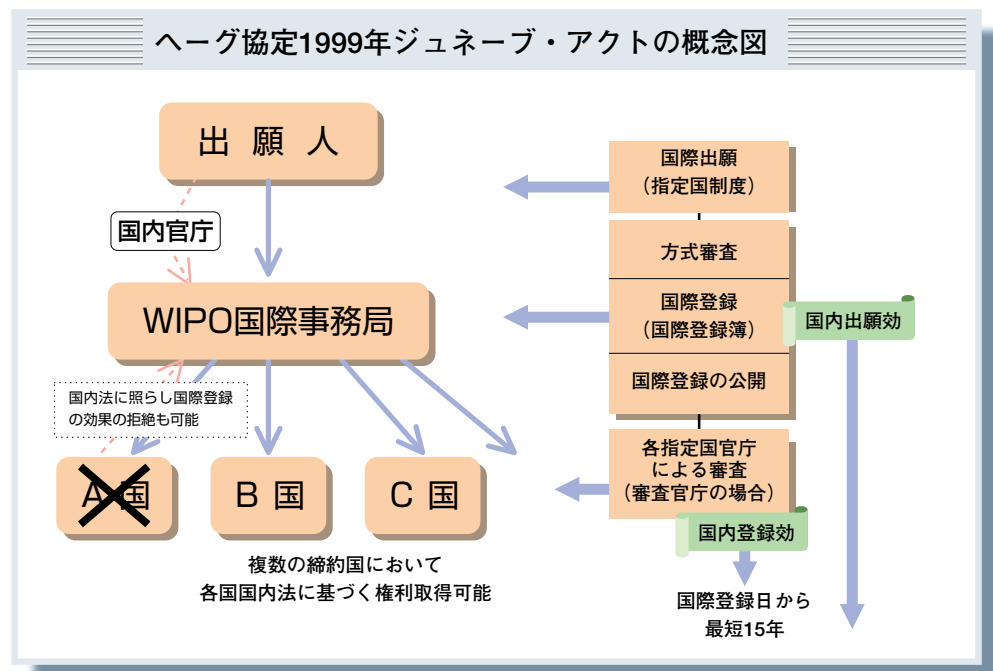
現在、ヘーグ協定の改正協定(アクト)として、寄託の国際的な集中化を図った「1934年ロンドン・アクト」及び指定締約国制度を導入し、各指定国に国際登録の効果の拒絶を認めた「1960年ヘーグ・アクト」の2つ（2000年7月現在、加盟国数合計29ヶ国）が運営されている。

今回採択されたジュネーブ・アクトは、ヘーグ協定下における第3のアクトとなる。

[2] ジュネーブ・アクトの概要

ジュネーブ・アクトは、指定締約国制度を採る1960年ヘーグ・アクトに対して、以下のような変更を加えたものである。

- ① 拒絶通報期間を従来の6ヶ国に代えて審査主義国は12ヶ国も選択可能とした。
- ② EUのような政府間機関も締約国となることができるようにした。
- ③ 意匠の単一性等の各国の独自要件を大幅に認めた。



【3】これまでの経緯

ヘーグ協定は、これまでEU各国等がその主要加盟国となっているが、指定国に認められる拒絶通報期間が短いこと等の理由から、実体審査国の加盟は進んでいなかった。

しかしながら、EUにおける「共同体意匠に関する規則」制定に向けた動きの活発化に伴い、実体審査国の加盟の促進、並びにEU等政府間機関の加盟国としての取り込みを視野に入れた新アクト起草のための検討作業が、1991年4月以降、「意匠の国際登録に関するヘーグ協定の発展についての専門家委員会」の場で行われてきた。

我が国はこれまで、国際登録制度のあるべき姿、そして国内法制との整合性の観点から、1997年まで年1回、合計7回開催された上記委員会に積極的に参加し発言を行ってきた。

【4】今後の対応

我が国のヘーグ協定ジュネーブ・アクト加盟に当たっては、加盟の必要条件である拒絶通報期間12カ月の達成に向けて努力していくとともに、同アクトに対するユーザー・ニーズの把握、並びに諸外国の加盟状況を注視し、同アクトが我が国出願人にもたらすメリットについて慎重に検討を行っていく。